

西脇市専決第5号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年11月11日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	令和3年9月29日 午後3時50分頃
事故発生場所	西脇市総合市民センター事務所東側車庫
相手方	市内法人
原因・状況等	公用車を西脇市総合市民センター事務所東側車庫に駐車しようとしたところ、先に駐車してあった相手方車両の右後方部に接触し損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 $304,500円 \times 100\% = 304,500円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄

報告第16号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日

西脇市長 片山 象三